

東京聖栄大学附属調理師専門学校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき栄養並びに調理に関する必要な知識技能を授け併せて徳性の涵養、品性の陶冶をなし、もって実社会に即応する有為の調理師を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は東京聖栄大学附属調理師専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置は東京都葛飾区西新小岩1丁目7番5号に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科	修業年限	入学定員	総定員	学級数
昼間部	調理師専門課程	調理師科	1年	80人	80人	2
	計			80人	80人	2

(学年、学期の終始期)

第5条 本校の学年及び学期を次のとおりとする。

- (1) 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る
- (2) 学年を分けて次の2学期とする
 - 第1学期(前期) 4月1日から9月30日まで
 - 第2学期(後期) 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 夏期休業 8月1日から9月11日まで
 - (4) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで
 - (5) 春期休業 3月23日から4月5日まで
 - (6) 開校記念日 5月31日
2. 教育上必要があり、かつ止むを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
 3. 災害等急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(教育課程、授業時間数)

第7条 本校の教育課程及び授業時間数は次のとおりとする。

調理師専門課程調理師科

教育内容	科目名	総時間数	授業時間数	備考
食生活と健康	食生活論	90	30	
	食育と健康		30	
	公衆衛生学		30	
食品と栄養の特性	食品学総論	150	30	
	食品学各論Ⅰ		30	動物性食品
	食品学各論Ⅱ		30	植物性食品
	栄養学		60	
食品の安全と衛生	食品衛生の基本	150	60	
	食中毒予防対策		60	
	食品衛生学実験		30	
調理理論と食文化概論	調理学	180	60	
	食文化概論		30	
	応用調理学		30	
	調理実務		60	
調理実習	基礎調理実習	300	30	
	日本料理実習		90	
	西洋料理実習		90	
	中国料理実習		90	
総合調理実習	サービスマナー実習	90	30	
	集団調理実習		30	
	総合実習		30	
計		960	960	

(授業の終始時)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

昼間部 調理師専門課程 午前9時00分から午後4時10分まで

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員をおく。

ただし必要に応じ、副校長又はその他の職員をおくことができる。

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 6人(以上) (専任 3人・兼任3人)
- (3) 助手 2人(以上)
- (4) 事務職員 1人(以上)
- (5) 校医 1人

2. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3. 副校長は校長を補佐し、校長に事故あるとき又は校長が欠けたときはその職務を代理する。

(職員会)

- 第9条の2 校長は教員をもって職員会を組織する。
2. 職員会は校長が議長となり、次の事項について協議する。
- (1) 生徒の教育指導に関する事項
 - (2) 専門教科、学術の研究指導に関する事項
 - (3) 教育上必要な施設設備に関する事項
 - (4) 学習の評価及び生徒の指導に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は次に該当する者とする。

(専門課程)

- (1) 高等学校若しくは、これに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

(入学時期)

第11条 本校の専門課程の入学時期は次のとおりとする。

昼間部 調理師専門課程 4月1日

(入学の出願)

第12条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書類に入学選考料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の定めるところにより入学を志願した者については、別に定めるところにより選考を行う。

2. 前項の選考に基づき、校長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条による選考の結果、合格の通知を受けた者は所定の期日までに本校所定の書類を提出するとともに、第28条に定める学費を納入しなければならない。

2. 校長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第15条 本校に転入学(編入学)を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した教科目及び時間数の取り扱いならびに在学すべき月数については、校長が決定する。

3. 転入学(編入学)に関する規程は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 新たに本校に入学した生徒が、調理師養成施設以外の専修学校、高等学校、短期大学、大学におい

て履修した授業科目（調理実習を除く）について、教育上有益と認めるときは、これを本校において修得したものとみなすことができる。

（他の専修学校等における授業科目の履修等）

第17条 本校において教育上有益と認めるときは、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第18条 本校において教育上有益と認めるときは、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

第19条 前3条により認定のできる授業科目は調理実習以外の授業科目で本校で開講している他の授業科目又はこれに類する学習に限るものとし、本校で修得したものとみなすことができる時間数は240時間を超えないものとする。

ただし修業年限は短縮することはできない。

（休学）

第20条 疾病その他やむを得ない事由によって2カ月以上修学することのできない者は校長の許可を得て休学することができる。

2. 休学の期間は原則として1年を超えることはできない。

（復学）

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、校長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第22条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第23条 次の各号の1に該当する者は除籍することがある。

- (1) 第20条第2項に定める休学の期間を超えてなお就学のできない者
- (2) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者

（卒業）

第24条 校長は、本校所定の課程を修了し、試験に合格した者には教育評価の上卒業を認定する。

2. 校長は卒業を認定された者に対して、卒業証書を授与する。

（取得できる資格）

第25条 本校において取得することができる資格は次のとおりとする。

昼夜別	課程・学科	取得免許
昼間部	調理師専門課程 調理師科	調理師免許

（褒賞）

第26条 平素の品行善良で成績優秀他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

（懲戒）

第27条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 退学は、次の各号の1つに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 学費、その他

(学 費)

第28条 本校の学費は次のとおりとする。

単位 (円)

	昼間部
	調理師専門課程
	調理師科 (1年課程)
入学選考料	20,000
入学金 (入学時)	160,000
施設費 (年 額)	200,000
授業料 (年 額)	520,000
調理実習費 (年 額)	250,000
学生諸費 (年 額)	55,000

2. 学費は6か月分前納制とする。

ただし、施設費、授業料、調理実習費は事情により3か月ごとの分納を認める。

3. 既に納入した入学選考料、入学金、授業料等の学費は原則として返還しない。

(授業料の減免等)

第28条の2 特に必要と認めた場合には、第28条に定める入学選考料、入学金、授業料等を減免することができる。

2. 第14条、第28条第2項の規定にかかわらず、「大学等における修学支援に関する法律」に基づく申込みを行っている場合等、事情により納付期日の猶予を願い出る場合は、所定の書類を提出し、承認を受けなければならない。

3. 前二項の実施に関する細目は、別に定める。

(退学及び停学の場合の学費)

第29条 学期の途中で退学または除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2. 停学期間中は当該期間分の授業料を徴収する。

(休学の場合の授業料)

第30条 休学を許可された者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料の半額を免除する。

(復学の場合の学費)

第31条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第32条 学年の途中で卒業する見込の者は、卒業する見込の月までの学費を納入するものとする。

(健康診断)

第33条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

(寄宿舎)

第34条 本校は寄宿舎を設置しない。

附 則

1. この学則に必要な細則は別に定める。
2. この学則は 昭和52年4月1日から施行する。
3. この学則は 昭和53年4月1日から施行する。
4. この学則は 昭和55年4月1日から施行する。
5. この学則は 昭和56年4月1日から施行する。
6. この学則は 昭和57年4月1日から施行する。
7. この学則は 昭和58年4月1日から施行する。
8. この学則は 昭和59年4月1日から施行する。
9. この学則は 昭和61年4月1日から施行する。
 なお、昭和61年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
10. この学則は 昭和62年4月1日から施行する。
 なお、昭和62年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
11. この学則は 昭和63年4月1日から施行する。
 なお、昭和63年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
12. この学則は 平成元年4月1日から施行する。
 なお、平成元年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
13. この学則は 平成2年4月1日から施行する。
 なお、平成2年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
14. この学則は 平成3年4月1日から施行する。
 なお、平成3年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
15. この学則は 平成4年4月1日から施行する。
 なお、平成4年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
16. この学則は 平成5年4月1日から施行する。
 なお、平成5年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
17. この学則は 平成7年4月1日から施行する。
 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
 第4条の規定にかかわらず、平成7年度については、各学年の定員は次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学 科	修業年限	入学定員	総定員
昼 間 部	調理師専門課程	調理師科	1年	80人	80人
		専門調理技術科	2年	40人	40人
	調理師高等課程	調理師科	1年	40人	40人

18. この学則は、平成8年4月1日から施行する。
 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
 なお、平成8年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
19. この学則は、平成9年4月1日から施行する。
 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

ただし、平成9年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
なお、このただし書きにかかわらず、第22条に規定する称号の授与については、平成6年文部省告示第84号の規程に基づき、本校調理師専門課程専門調理技術科を修了した者に専門士の称号を授与できる課程として文部科学大臣が認め、告示（平成8年文部省告示第200号）した平成8年12月4日現在、現に本校同課程同科に在籍する学生から適用する。

20. この学則は、平成10年4月1日から施行する。
この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
ただし、平成10年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
21. この学則は、平成11年4月1日から改正・施行する。
この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
ただし、平成11年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
22. この学則は、平成14年4月1日から改正・施行する。
この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
ただし、平成14年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
23. この学則は、平成15年4月1日から改正・施行する。
この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
ただし、平成15年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
24. この学則は、平成17年4月1日から改正・施行する。
この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
ただし、平成17年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
25. この学則は、平成18年4月1日から改正・施行する。
この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
ただし、平成18年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については従前の例による。
26. この学則は、平成19年4月1日から改正・施行する。
この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。
ただし、平成19年3月31日現在、現に本校に在籍する学生の本学則の適用については休業日の規定を除き従前の例による。
27. この学則は、平成21年4月1日から改正・施行する。
28. この学則は、平成24年4月1日から改正・施行する。
29. この学則は、平成25年4月1日から改正・施行する。
(校名変更に伴う経過措置)
校名変更に伴う学則第2条の規定にかかわらず聖徳調理師専門学校は、平成25年3月31日に聖徳調理師専門学校に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
30. この学則は、平成27年4月1日から改正・施行する。
31. この学則は、平成29年10月1日から改正・施行する。
32. この学則は、平成31年4月1日から改正・施行する。
33. この学則は、令和2年4月1日から改正・施行する。
ただし、第28条の2の規定は令和2年4月入学予定者から適用する。